

(3) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和5年11月6日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 鳥取市 個人

乙 鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金64,580円を甲に、591,000円を乙に、それぞれ支払うものとすること。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和5年8月3日

(2) 事故発生場所

鳥取市上町地内

(3) 事故の状況

一般県道樺谿公園線の街路樹が根の腐食により倒れ、通行していた和解の相手方甲が負傷するとともに、和解の相手方乙が道路脇に駐車していた軽乗用自動車に当たり、同車両が破損したものである。